

中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループの開催について

平成 29 年 9 月 1 日  
中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた  
関係省庁連絡会議決定案  
平成 31 年 ○ 月 ○ 日  
一 部 改 正 案

1. 中小・小規模事業者の長時間労働是正や生産性向上、人材確保の取組等について、省庁横断的に必要な検討を行うため、内閣官房副長官（衆）の総覧の下に、ワーキンググループを開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省から構成員を追加することができる。

座 長 内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）  
主 査 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）  
中小企業庁長官  
構 成 員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付）  
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補  
公正取引委員会事務総局経済取引局長  
金融庁監督局長  
総務省大臣官房総括審議官（マイナンバー情報連携、  
政策企画（副）担当）  
法務省入国管理局長  
国税庁次長  
文部科学省総合教育政策局長  
厚生労働省労働基準局長  
厚生労働省職業安定局長  
農林水産省食料産業局長  
経済産業省経済産業政策局長  
国土交通省総合政策局長  
環境省環境再生・資源循環局長

3. 前項に規定する者のほか、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を依頼することができる。
4. ワーキンググループの庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省及び経済産業

省において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。